

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 二万八千八百八十円）

# 大分県報

田 次

## 監査公表

包括外部監査人による監査結果の公表.....[

## ○監査公表

### 監査委員公表第673号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人川野嘉久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月31日

大分県監査委員	藤 野 文 子
大分県監査委員	木 付 次 司
大分県監査委員	原 博 恭 親 孝

令和2年度

# 包括外部監査結果報告書

雇用労働政策に関する事務の執行及び  
事業の管理について

令和3年3月

大分県包括外部監査人  
公認会計士 川野嘉久



## 目 次

第1 外部監査の概要 .....	1
1 外部監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
3 監査対象期間 .....	1
4 監査対象部局 .....	1
5 監査実施期間 .....	1
6 特定の事件（テーマ）として選定した理由 .....	1
7 外部監査の方法 .....	2
8 監査従事者の資格及び氏名 .....	2
9 利害関係 .....	3
【本報告書における記載内容の注意事項】 .....	3
第2 監査の対象の概要 .....	5
1 大分県の人口に関する状況 .....	5
(1) 総人口の推移 .....	5
(2) 生産年齢（15～64歳）人口の推計 .....	5
2 地方創生政策に関する動向 .....	5
(1) 地方創生に関する国の動き .....	5
(2) 大分県人口ビジョンの策定 .....	6
(3) まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定 .....	6
3 雇用労働政策に関する大分県の個別の計画等 (商工観光労働部関連) .....	7
(1) おおいた産業活力創造戦略 .....	7
(2) 働き方改革推進会議（『おおいた働き方改革』共同宣言） .....	8
4 監査の対象 .....	9
第3 包括外部監査の結果 .....	11
1 ふるさと大分U I Jターン推進事業 .....	11
2 移住者居住支援事業 .....	27
3 おおいた留学生ビジネスセンター運営事業 .....	35
4 バス乗務員確保対策支援事業 .....	47
5 生活困窮者自立支援事業 .....	55
6 医療機関医師等支援事業 .....	61
7 地域医療を担う医師確保対策事業 .....	69

8	看護職員就業・定着促進事業	75
9	福祉・介護人材確保対策事業	79
10	外国人介護人材確保対策事業	85
11	介護労働環境改善事業	91
12	保育環境向上支援事業	95
13	子育てと仕事両立支援事業	101
14	ひとり親家庭等自立促進対策事業	105
15	ＩＣＴの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	109
16	障がい者就労環境づくり推進事業	117
17	地域牽引企業創出事業	121
18	事業承継促進事業	131
19	おおいたスタートアップ支援事業	139
20	ＩＴ人材確保支援事業	153
21	企業立地促進事業	157
22	働き方改革推進事業	167
23	障がい者雇用総合推進事業	171
24	おおいた学生県内就職応援事業	173
25	ＵＩＪターン就職等支援強化事業	177
26	県外若年者ＵＩＪターン促進事業	181
27	おおいた元気企業マッチング促進事業	189
28	おおいた若者就職・定着応援事業	195
29	シニア雇用推進事業	201
30	女性のスキルアップ総合支援事業	205
31	おおいたの産業人材確保・育成事業	211
32	外国人労働者受入対策支援事業	215
33	地域育成型就農システム支援事業	219
34	ＵＩＪターン就農者拡大対策事業	223
35	農業担い手確保・育成対策事業	227
36	農福連携農業労働力マッチング支援事業	231
37	女性就農者確保対策事業	233
38	林業新規参入者総合支援事業	239
39	漁業担い手総合対策事業	251
40	建設産業構造改革・人材育成支援事業	261
41	特別支援学校就労支援事業	273
42	特別支援学校キャリアステップアップ事業	277
	【監査後記】	281

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規程に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（テーマ）

「雇用労働政策に関する事務の執行及び事業の管理について」

## 3 監査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）。ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

## 4 監査対象部局

企画振興部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部及び教育庁

## 5 監査実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

## 6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

大分県では、人口減少に歯止めをかけ、人口減少社会に対応することを目指して、「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定し、「人を大事にし、人を育てる」「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」等の基本目標を掲げ、実効性のある地方創生の取組を進めている。

雇用労働の分野においては、若者や女性等の県内就職の促進、働き方改革の推進、企業誘致等を通じて、人と仕事の好循環を図ろうとしており、これらの政策が地方創生に果たす役割は極めて大きい。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機として、就業形態の見直しやＩＣＴの活用等、これまでの働き方を見直す動きが全国的に急速に広がって

おり、大分県における雇用労働政策もこれらの動きに対応していく必要がある。

現在大分県で行われている雇用労働政策をこれらの観点から改めて検証することは、「大分県版地方創生」を実現していく上で非常に有用であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

## 7 外部監査の方法

働き方改革や県内就労促進といった雇用労働に関する主要施策のほか、企業誘致や就農支援、障がい者雇用といった関連施策も幅広く監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

### ① 事業の有用性

- ・事業の目的は、県が策定した計画や戦略等に沿って明確に設定されているか。
- ・計画に基づき設定した目標・成果指標の達成について、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。
- ・事業の内容は、雇用労働政策を取り巻く環境に対応して見直されているか。 等

### ② 事業の経済性・効率性

- ・事業執行にかかる経費の積算は、適正になされているか。
- ・実施事業の必要性は検討されているか、効率的に実施されているか。
- ・他部局との連携による政策の推進や、情報共有は図られているか。 等

### ③ 事業の合規性

- ・補助金等の交付事務手続きは、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・委託事業等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。 等

## 8 監査従事者の資格及び氏名

区分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川野嘉久
補助者	公認会計士・税理士	吉富健太郎
補助者	公認会計士・税理士	染矢堯志
補助者	公認会計士・税理士	丹宗英樹
補助者	公認会計士	近藤茂之
補助者		谷畑香奈子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

### 【本報告書における記載内容の注意事項】

#### 1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

#### 2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勧奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

#### 3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査で参考にした大分県における契約事務の規則・マニュアル類は、以下の通りである。

- ① 大分県契約事務規則
- ② 大分県補助金等交付規則
- ③ 大分県補助金交付要綱

- ④ 補助事業の適正な執行について（通知）
- ⑤ 補助事業に係る交付決定の手続等について（通知）
- ⑥ コンペ方式（企画提案方式）・プロポーザル方式提案競技のびき

#### 4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

#### 5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

## 第2 監査の対象の概要

### 1 大分県の人口に関する状況

#### (1) 総人口の推移

大分県の人口は、1955（昭和30）年に約128万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少した。1970（昭和45）年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として1985（昭和60）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな現象が続いている。2019（令和元）年現在で約113.4万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）推計では、今後、人口減少はさらに加速し、2045（令和27）年には約90万人にまで減少するとされており、また、この社人研推計をもとに大分県独自で2065（令和47）年までの人口を推計した結果、71万人程度になると見込まれている（大分県人口ビジョン引用）。

#### (2) 生産年齢（15～64歳）人口の推計

大分県は、2040年頃にかけて団塊ジュニア世代が後期高齢者になる一方、出生者数の減少に伴い生産年齢人口が減少し、担い手不足が生じるおそれがある。具体的には、2040年頃にかけて大分県の生産年齢人口は約3割減少すると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」及び「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）を基に大分県で推計）。

「生産年齢（15～64歳）人口の推計」

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
大分県	66.4万人	61.6万人	58.1万人	55.2万人	52.3万人	48.1万人

（出典：大分県行財政改革推進計画）

### 2 地方創生政策に関する動向

#### (1) 地方創生に関する国の動き

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、12月には「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、地方創

生の取組を本格化していった。

まち・ひと・しごと創生法では、各自治体に対して地方版総合戦略の策定を求めている。

## (2) 大分県人口ビジョンの策定

大分県版総合戦略策定の前提となるものであり、「大分県中長期県勢シミュレーション」の分析結果や研究会、知事と市町村長が議論する「大分県まち・ひと・しごと創生本部（平成27年1月立ち上げ）」での議論、また国から提供された地域経済分析システムも活用して平成27年10月に策定（※）されたものである。

※令和2年3月に、策定当時からの状況の変化を反映して改訂

## (3) まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定

市町村・九州各県との連携を図り、実効性のある地方創生の取組を進め、人口減少社会に対応することを目指して平成27年10月に策定（※）されたものである。また、大分県が取り組んできた「安心・活力・発展」の大分県づくりと軌を一にするものであるため、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度の10年間を計画とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の中から、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画として位置付けられている。

※令和2年3月に、「第2期大分県まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定

「第2期大分県まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」基本目標等

基本目標及び 基本的方針	<b>I 人を大事にし、人を育てる</b> 子どもを生み育てやすい環境づくりや健康寿命の社会づくりなど、自然増の環境を整えます。 また、高齢者や障がい者、女性など、多様な人材の活躍を促進します。併せて、大分県の将来の担い手となる子どもの教育を充実します。
	<b>II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ</b> 地域密着の農林水産業や、チャレンジする商工業、インバウンドの増加等による成長が期待される観光・ツーリズムなど、様々な分野に魅力ある仕事の場を創出します。

基本目標及び 基本的方向	<p><b>III 基盤を整え、発展を支える</b></p> <p>人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶える地域づくりを進めると共に、特徴ある地域資源を生かした取り組みやU I Jターン促進などにより地域活性化を図ります。</p> <p>広域交通網の整備など地域間競争の基盤整備を進めるとともに、防災など地域の安全性・強靭性を高めます。</p>
-----------------	--

### 3 雇用労働政策に関する大分県の個別の計画等（商工観光労働部関連）

#### （1）おおいた産業活力創造戦略

「安心・活力・発展プラン 2015」を実現するための計画であり、大分県が地方創生に向けて進める「人を大事にし、人を育てる」・「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」ための政策の柱となるものである。

当該戦略は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図ることを目的として制定された「大分県中小企業活性化条例（平成 25 年 3 月制定、平成 29 年 12 月改正）」に基づく計画として位置づけられており、本県の経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に明示するものとして、毎年策定している。

#### 「おおいた産業活力創造戦略 2020」基本方針

基本方針	<p>以下の 3 本柱により、第 4 次産業革命がもたらす先端技術の波に乗り、中小企業等への支援に加え、新たな産業の創出・地域課題の解決により、大分県のポテンシャルを高めるための施策に取り組みます。</p> <p>&lt; 3 本柱 &gt;</p> <p>第 1 の柱：「中小企業・小規模事業者の活力創造」</p> <p>第 2 の柱：「産業集積の深化と企業立地の戦略的推進」</p> <p>第 3 の柱：「人材の確保・育成と多様な担い手の活躍推進」</p>
------	--

なお、「人材の確保・育成と多様な担い手の活躍推進」に関する施策のうち「若年者の県内就職の促進」・「女性の就業・活躍推進」・「シニア雇用の推進」により、3 年間（2017 年から 2019 年）で 18,500 人の県内就職者を確保することを目標として取組を進めてきた。

※令和2年度からは新たな雇用就職者目標（18,800人：2020年から2022年）を設定し、引き続き取組を進めている

## （2）働き方改革推進会議（『おおいた働き方改革』共同宣言）

雇用労働政策の大きな柱となるのは「働き方改革」である。働き方改革とは、企業や社会の持続的な発展のため、労働生産性の向上と誰もがいきいきと働く職場環境を整えていく取組である。

大分県では、働き方改革の機運醸成及びその促進を図るため、大分労働局と共同で「大分県働き方改革推進会議」を設置している。

当会議では、平成29年8月に、「『おおいた働き方改革』共同宣言」を発表し、下記の4つを目標に掲げ、各団体や自治体等と連携して、県内企業に対する「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを強化するとともに、目標の達成に向けて、「働き方改革」を積極的かつ継続的に推進することを宣言し、経営者と労働者が一体となった取組を進めている。

### 「共同宣言目標」取組方針

項目	目標
1 一般労働者の年間総実労働時間	全国平均以下（令和2年）
取組方針	時間管理の徹底、IoTやAIの活用などによる労働生産性の向上に取り組みます。
2 年次有給休暇取得促進率	70%以上（令和2年）
取組方針	ワーク・ライフ・バランスの推進などにより誰もが働きやすい職場環境を整理します。
3 男性の育児休業取得率	13%以上（令和2年）
取組方針	部下の育児・介護に配慮・理解のあるイクボスの輪を広げ、男性の育児参加意識の向上により子育てしやすい環境をつくります。
4 25～44歳女性の就業率	77%以上（令和2年）
取組方針	女性が活躍しやすい環境整備や企業支援等により働く女性を応援します。

## 4 監査の対象

本監査では、「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」や大分県の個別の計画等を参考として、雇用労働政策課が実施する就労促進・働き方改革などの雇用労働に関する施策のほか、他所属が実施する企業誘致、就農支援、障がい者雇用、外国人雇用、シニア人材の活用といった関連施策も含めた下記の事業も対象として、監査を実施した。

### <監査対象事業>

部局	課室	事業名
企画振興部	おおいた創生推進課	ふるさと大分U I J ターン推進事業
		移住者居住支援事業
	国際政策課	おおいた留学生ビジネスセンター運営事業
	交通政策課	バス乗務員確保対策支援事業
福祉保健部	福祉保健企画課	生活困窮者自立支援事業
		医療機関医師等支援事業
		地域医療を担う医師確保対策事業
		看護職員就業・定着促進事業
	高齢者福祉課	福祉・介護人材確保対策事業
		外国人介護人材確保対策事業
		介護労働環境改善事業
	こども未来課	保育環境向上支援事業
		子育てと仕事両立支援事業
	こども・家庭支援課	ひとり親家庭等自立促進対策事業
	障害者社会参加 推進室	I C T の活用等による障がい者の在宅就労支援事業
		障がい者就労環境づくり推進事業
商工観光 労働部	経営創造・金融課	地域牽引企業創出事業
		事業承継促進事業
		おおいたスタートアップ支援事業
	先端技術挑戦室	I T 人材確保支援事業
	企業立地推進課	企業立地促進事業
	雇用労働政策課	働き方改革推進事業
		障がい者雇用総合推進事業
		おおいた学生県内就職応援事業
		U I J ターン就職等支援強化事業
		県外若年者U I J ターン促進事業

商工観光 労働部	雇用労働政策課	おおいた元気企業マッチング促進事業
		おおいた若者就職・定着応援事業
		シニア雇用推進事業
		女性のスキルアップ総合支援事業
		おおいたの産業人材確保・育成事業
		外国人労働者受入対策支援事業
農林水産部	新規就業・経営体 支援課	地域育成型就農システム支援事業
		U I J ターン就農者拡大対策事業
		農業担い手確保・育成対策事業
		農福連携農業労働力マッチング支援事業
		女性就農者確保対策事業
	林務管理課	林業新規参入者総合支援事業
	水産振興課	漁業担い手総合対策事業
土木建築部	土木建築企画課	建設産業構造改革・人材育成支援事業
教育庁	特別支援教育課	特別支援学校就労支援事業
		特別支援学校キャリアステップアップ事業

### 第3 包括外部監査の結果

#### 【企画振興部】

NO	事業名	課・室
1	ふるさと大分U I Jターン推進事業	おおいた創生推進課

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

現状・課題	本格的な人口減少社会が到来する中、地域の活力を維持するため、人口減少に歯止めをかける対策が重要な課題となっている。中でも、人口の社会増に向けた対策として、近年、地方自治体におけるU I Jターンの取組が強化・拡充されており、地域間競争が激化している。
事業の目的	首都圏、大阪圏、福岡圏を中心に県外からの県内移住・県内定住を促進する。

##### (2) 事業の内容

事業の内容
本県へのU I Jターンを促進するため、移住コンシェルジュ・移住サポーターの配置や移住相談による移住希望者の掘り起こし、若者や子育て世代などターゲット別に実施する情報発信、各種移住体験ツアーの実施などによる移住促進、移住者交流会などの定住支援を実施する。

1. 移住希望者の掘り起こし

- (1) 移住コンシェルジュ・移住サポーター設置
- (2) 東京・大阪・福岡で毎月実施する移住相談の実施
- (3) 東京・大阪・福岡で実施するターゲット別移住イベントの実施

2. 情報発信

- (1) 移住ガイドブック・ポスター等の作成・配布
- (2) ターゲット別の情報発信実施

3. 移住促進

- (1) 各種移住体験ツアー実施
- (2) 「おおいた暮らし俱楽部」運営

#### 4. 定住支援

- (1) 移住者交流会開催
- (2) 地域おこし協力隊定住支援

#### 2. 事業実施期間

平成 27 年度～

#### 3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県外からの移住者数 (人)	目 標	1,000	1,000	1,275
	実 績	1,084	1,128	1,071
	達成率	108.4%	112.8%	84.0%

#### 4. 概要の補足説明

ふるさと大分 U I J ターン推進事業費の多くが委託費から構成され、数多くの委託業務が実施されている。委託名と最終契約額は次のとおり。

	委 託 名	最終契約額 (円)
1	移住・交流ポータルサイト「おおいた暮らし」保守管理業務	627,000
2	移住希望者情報管理用サーバーパソコン保守業務委託	172,260
3	福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務	3,404,500
4	ふるさと大分情報発信番組制作放送業務委託	1,410,703
5	大分県移住支援関連情報雑誌掲載業務	10,464,000
6	おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務	14,799,424
7	移住・就農希望者情報管理プログラム保守業務委託	396,000
8	おおいた暮らし塾装飾品製作委託業務	182,520
9	首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施業務委託	9,671,200
10	平成 31 年度大分県地域おこし協力隊ネットワーク化支援事業企画・運営業務委託	5,151,055

11	令和元年度「女性向け移住促進イベント」運営 管理業務委託業務	6,054,750
12	育児専門誌への大分県移住情報掲載業務	5,166,600
13	令和元年度「首都圏における大規模移住促進イベント」 運営管理業務委託	7,638,889
14	アクティビシニア層の移住促進セミナー等開催委託業務	5,809,244
15	女性向け大分県移住ガイドブック制作業務委託	3,514,500
16	福岡県在住大分県出身者へのWEB調査事業委託業務	841,318
17	大分県移住者紹介冊子制作業務委託	3,448,500
18	福岡の女性向けおおいた暮らしモニターツアー実施 業務委託	2,964,192
19	おんせん県おおいたわくわくフェア会場設営業務委託	2,721,532
20	移住・交流ポータルサイト「おおいた暮らし」改修業務	880,000
21	移住者紹介動画による情報発信業務委託	3,278,000
22	おおいた暮らし塾 in 福岡トーキイベント運営業務委託	99,000
23	「令和元年度第6回おおいた暮らし塾 in 東京」開催 委託業務	985,600
24	「令和元年度第8回おおいた暮らし塾 in 東京」開催 委託業務	617,100
25	第1回おおいた暮らし塾 in 大阪 広報委託	70,200
26	平成31年度関西圏での移住相談会等の開催業務委託	8,394,100
27	第2回おおいた暮らし塾 in 大阪 広報委託	64,800
28	地域の魅力発見フェア in おおさかでの移住促進PR 委託業務	216,000
	計	99,042,987

上表のうち、金額的に大きな業務（3百万円以上）に係る関係書類を入手、閲覧した。

## 5. 監査結果

### 【おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務】

首都圏の移住希望者に対し、大分県の移住情報の提供やニーズにワンストップで対応する移住相談窓口を設置するもの。特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターとの随意契約による委託事業。

指摘 1-1	一般管理費の透明性
改善事項	<p>おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務において、見積書に一般管理費が記載されているが、どのような基準で算定されたものか内容等の説明がなく、金額の多寡や合理性を検討した証跡が残されておらず金額の妥当性を判断することができなかった。委託契約書に添付される仕様書にも説明が見当たらなかった。</p> <p>一般管理費の算定根拠や合理性が可能な限り書面で把握できるよう、関係書類の書き方を改善する必要がある。</p>

#### 《補足》

所管課に質問したところ、一般管理費は受託先の人事費や共有スペースの管理経費等を指しており、委託業務に必要な（直接）経費とは別に計上されたものと捉えているとの回答があったが、仕様書や他の資料にはその旨が記載されていなかった。

当該一般管理費についても委託費から支出されているのであるから、不当に共通経費が負担されることのないよう、一般管理費の内容や按分計算が行われている場合には可能な限り算定過程を把握、記録しておく必要がある。

指摘 1-2	業務の報告とその検討
改善事項	<p>委託業務完了報告書はわずか 1 枚となっており、年間を通じてどのような成果、課題があったのか集約、分析されないまま、完了検査が終了していた。移住・定住希望者を本県に誘導するために県及び県内市町村の情報発信に関する業務を行ったことは理解できるが、相談時期や件数、内容、把握した移住者数や辞退者数といった指標を把握できる程度の最低限の年度報告を求めるべきである。</p>

#### 《補足》

業務委託契約書をみると、委託期間終了後提出される事業完了報告においては、（1）事業実績、（2）その他甲（県）が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出することとされている。

事業報告書である委託業務完了報告書には、委託業務の名称、契約締結日、履行期間、委託業務完了日、委託金額が記載されているのみであった。これに係る委託業務完了検査調書は作成されていたが、具体的に何を検査したのか記載されておらず、「良好」とのみ記載されているにとどまっていた。

この点を指摘したところ所管課からは、毎月提出されている業務状況報告書や業務日誌の提出をもって年度報告書としており、(2)については、必要に応じて提出を依頼することとしているとの回答を受けたが、年間の集計や期間比較、成果に対する検討が行われた証跡はなく、完了報告及びその検査が適切であるという判断をすることはできなかった。

指摘 1-3	県の立場としての評価
勧奨事項	支援センターの相談業務内訳の月別、年別比較の資料は全国ベースのものは入手していたものの、本県ベースのものは入手・分析されていなかつた。的確な情報収集を行い、県が全体的な観点から主体的に業務を評価する必要がある。

#### 《補足》

「おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務」は、本県の移住促進施策のうち「ふるさと大分U I Jターン推進事業」の数多くの業務の1つである。

委託先(受託者)の立場としては、委託業務に係る仕様書の履行が求められており、業務を遂行するに当たり、移住促進の県全体の施策や、事業全体の観点から有効性や効率性を評価する手段を持ち合わせていないものと考えられる。

したがって、当該委託業務を他の業務や他の事業との関連性を踏まえて評価するのは県の仕事である。可能な範囲で当該相談業務とイベント、広告媒体などを行う県の他の業務との関連性や連続性、効果の検証を行い記録しておく必要がある。

また、委託契約書に添付された仕様書には「乙(受託先)及び専属相談員は、あらゆる機会を捉えて移住・定住希望者を積極的に大分県に誘導すること」とされているものの、「積極的」というのはどのような行動をとるべきか具体的な記述がなかった。所管課としては、報告書に加えEメールや電話での随時の情報提供、相談カードの送付などが行われており、委託先に対して一定の評価をしているようである。ただ、例えば、委託先から提出された業務状況報告書を見ると、移住してもらい「嬉しい」といった心境は記録されていたが、移住を決めたあるいは見送った理由がほとんど記載されていなかった。これについては、もう少し有用となる情報提供がなされるように改善が必要である。

### 【アクティブシニア層の移住促進セミナー等開催委託業務】

首都圏や関西圏に居住しているアクティブシニアとされる40～60歳代の者を対象にした、大分県への移住促進セミナー及び移住体験ツアーが開催された。一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会との随意契約により事業が実施された。

指摘 1-4	一般管理費と諸経費
改善事項	見積書における一般管理費と諸経費に、それぞれ直接経費の10%が計上されているが配分の根拠が明示されていなかった。所管課に問い合わせたが回答内容に合理性が認められず、見積書が適切であるとは判断できなかった。見積金額の妥当性を丁寧に把握した上で記録を残しておく必要がある。

#### 《補足》

当委託業務の直接経費の内容は次のとおりである。

	内容	詳細
直接経費	1. 東京、大阪イベント	企画立案 会場費設営・フォーラム費用 広報費 移住相談対応 講師交通費 講師宿泊費 事務局交通費
	2. ツアー	旅行会社への費用 交通費（事務局2人分込） 食事代（事務局2人分込） 宿泊代（事務局2人分込）
	3. 県内関係者向けの研修会	講師派遣料 交通費、宿泊代 資料作成準備
	4. 実績報告書作成費	

見積書には、上記直接経費の合計額4,626千円に10%を乗じた、一般管理費462千円、諸経費462千円の計5,551千円（税抜）の記載があった。所管課によると、一般管理費は間接人件費、諸経費は事務雑費と考えているとのことであった。

しかし、実績報告書の作成費などが直接経費に既に計上されていたり、直接経費の4つの内容は本来生じる間接費がそれぞれ異なっているものと推察されることから、(一般管理費と諸経費合わせて) 直接経費の20%も間接費がかかる合理性は認められなかった。

見積書を作成する者によって書き方にも違いがあり、可能な限り直接経費に配分し間接費を抑える事業体もあることから、間接費が直接経費の何%を超えているから問題である、とは言い切れない。しかし、そもそも間接費が多額に生じやすいものかどうかといった視点で検討する必要はある。

#### 【首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施業務委託】

首都圏在住の不本意非正規雇用者（正社員として働く機会のない非正規雇用者）の若者を対象に、おおいた暮らしの魅力を伝えるためのモニターツアーであり、随意契約により民間企業に委託され事業が実施された。

指摘 1-5	モニターツアーの効果
改善事項	費用対効果の観点から当事業を含む県のモニターツアーが有用であると判断できないことから、縮小ないし廃止も含めた根本的な見直しが必要である。

#### 《補足》

首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施業務委託を含む、本事業のツアーリーに係る事業費と参加人数、移住者数の推移は次のとおりである。

ツアेに係る移住者数について

(単位:千円、人)

ツアー名	29年度			30年度			元年度			
	事業費	参加人数	移住者数	事業費	参加人数	移住者数	事業費	参加人数	移住者数	ツアे後情報提供を希望した者
おおいた暮らし体験ツアー実施業務委託	2,925	50	10	569	9	3	—	—	—	—
福岡の女性向けおおいた暮らしモニターツアー	3,110	45	0	3,683	38	0	2,964	24	0	22
アクティブシニアツアー(アクティブシニア層の移住促進セミナー等開催委託業務の一部)	—	—	—	1,370	14	1	2,349	15	0	15
首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー	—	—	—	—	—	—	9,671	53	1	40

ツアー終了から移住まで相当程度の期間を要するケースがあることは考えられるものの、今のところ、福岡の女性向けおおいた暮らしモニターツアーは移住実績がないなど、効果がなくなってきてているようにも見て取れる。

U I J ターン事業におけるモニターツアーは、参加者に移住につながる動機付けを図ることを目的にしている。観光のモニターツアーのような、モニター依頼者が旅行費用の一部を負担することを条件に、一般のモニターを募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらう旅行を指すものとはその狙いが異なっている。したがって、本県のモニターツアーは参加者以外への広がりが見込まれず、効果の範囲はかなり限定的なものと言える。

移住希望者によっては、移住(地)の意思決定要因は自然環境や居住環境、子育て環境、就労環境など優先事項が異なっているものと推察される。そのような中で画一的な旅程に参加してもらうところに果たして有意性があるのかといった疑問もある。所管課からは、委託先が移住への本気度を聞き取り、参加希望者に対する審査を行った上でツアーを実施しており、他県でも同様の事業が実施されているとの報告を受けているが、モニターツアーの有用性には疑問が残る。

## 【女性向け大分県移住ガイドブック制作業務委託】

県外在住の女性の大分県への移住促進を目的とした、移住ガイドブックの作成（企画、取材、写真撮影、記事作成、デザイン、印刷）、大分県移住・交流ポータルサイト（Web）への掲載を行う業務である。企画提案競技（審査会）を経て随意契約により、委託契約が締結された。

指摘 1-6	審査委員の構成
勧奨事項	審査委員会の過半数を県職員が占めている場合は、外部の意見が反映されず、県（所管課）の意向のみが結果に反映されることも考えられることから、審査委員会の過半数を外部有識者等にするといった審査委員会のあり方を見直す余地がある。

### 《補足》

提案競技のてびき（審査・指導室発行）によると、審査委員会の構成は必要に応じて学識経験者等を委員とし、県の職員のみの構成とはしないものとされている。この趣旨は審査の透明性や適正性、外部からの信頼性を確保するためであると考えられる。審査委員の過半数を県職員が占めた場合には、外部の意見が反映されにくいおそれがある。

本業務に係る審査委員会の結果は、次のとおりとなっていた。

	最高点
外部有識者	乙社
企画振興部A課 主幹	甲社（選定）
企画振興部B課 課長	甲社（選定）

審査は多数決で採択されるのではなく、総得点数方式により3者の合計点数の高い者が採用されるものの、審査委員の過半を県職員が占めると結果として外部の意見が結果に反映されにくいといったことが生じてしまう可能性はある。この点、「福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務」においても類似の状況が認められた。

指摘 1-7	随意契約理由書及び業者選定理由書
不備事項	随意契約理由書及び業者選定理由書の委託目的欄に、別の委託業務の委託目的が記載されていた。書類作成者も査閲者も、業務を丁寧に行うよう改善する必要がある。

#### 《補足》

別の委託業務は「女性向け移住促進イベント」運営管理業務委託であり、当該委託に係る理由書をベースに作成したところ、記載の更新、修正が漏れた可能性が考えられる。

#### 【移住者紹介動画による情報発信業務委託】

県外から大分県内に移住した先輩移住者を紹介する動画を制作して、大分県移住・交流ポータルサイト及び同サイトの YouTube、Facebook 等に公開することにより、若い世代の移住希望者に向けて「おおいた暮らし」の魅力を情報発信するための業務である。企画提案競技を通じて、随意契約により実施された。

指摘 1-8	契約金額の適正性
勧奨事項	<p>提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（3,278 千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は当該会社 1 社であり、審査を経て当該会社と上限額で契約が締結されている。</p> <p>次年度以降、同様の業務を行うような場合には、委託料の積算に当たり、当該見積業者以外の業者から参考見積額入手する等の方法により、金額の適正性を異なる形で検討しておくことが望ましい。</p>

#### 《補足》

公募期間は、大分県契約事務規則の入札の公告に定められた期間（10 日）を参考に設けられており問題はないが、公募期間を延長することにより応募者の増加が見込まれるのであれば、期間の見直しも検討されたい。

### 【福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務】

福岡県内の会議室やイベントホール棟で実施される移住相談会について、新聞等の告知、広告を委託するもの。

指摘 1-9	契約の進め方
勧奨事項	<p>本委託業務は、提案競技を通じて随意契約により実施され、提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（当初 3,569 千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は 2 社となっており、審査を経て当該広告会社が選定された。選定会社は平成 30 年度の同様の業務も受託していた。</p> <p>企画提案競技による方式は、比較的価格面での競争性が弱い。平成 31 年度の業務を見る限り、本委託業務はすでに過年度からのノウハウが所管課に蓄積し、所管課において仕様書を完成させることが困難でもないと考えられることから、今後も同様の内容により事業が委託されるのであれば、契約に当たっては価格競争も含まれる他の方式を採用するよう検討することが望ましい。</p>

#### 《補足》

審査において、過去に類似業務の実績があることは評価基準の 1 つとされ、実績があることは業務の精度が向上することが期待される一方、結果として毎年一度同一業者と委託契約が締結することにつながりやすく、公平性の観点から疑念を持たれる可能性がある。特に、積算に当たり、過年度の委託先から見積書の提出を受ける場合、委託費が硬直しやすいといった点には十分留意する必要がある。

### 【平成31年度関西圏での移住相談会等の開催業務委託】

関西圏からのU I Jターンを促進するため、本県が実施する移住相談会「おおいた暮らし塾」など、行事の開催及びその告知を行い、参加者の増加を図ることを目的とする。

指摘 1-10	企画提案競技に係る審査結果の記録
勧奨事項	本業務は、企画提案競技を通じて随意契約により業務が委託されている。企画提案競技審査結果（一覧表）には、すべての点数が記録されていたが、審査委員の名前が記載されておらず、審査結果の根拠となる各委員の審査採点表には審査委員の氏名が記載されていたものの、氏名及び採点は鉛筆書きされていた。審査結果が改ざんされているのではないといった疑念を抱かれないよう、審査結果や採点表の記載方法を見直されたい。

### 【その他】

指摘 1-11	費用対効果の検証
勧奨事項	年度の目標移住者数を下回ると、既存の予算金額が将来減額される仕組みにはなっているものの、移住に関心を抱いてから実際に移住するまでの期間等を考慮すると、移住者数と同一年度内の事業費との比較だけでは、費用対効果の検討が十分になされているとは判断できない。 複数年単位での移住者1人当たりの事業費を算定、比較を試みたり、業務ごとに申込率・成約率などの指標を比較するなど、経済性や効率性をより丁寧に検討する余地がある。

### 《補足》

本県の予算要求基準において、令和3年度の当初予算額については令和元年度の事務事業評価の結果が反映される。具体的には、令和元年度の評価結果（次表）に基づき、既存事業においては一般財源ベースの3割が削減されることになる。その一方で新規事業を策定・追加して、目標達成を試みるといった仕組みとなっている。

成果指標	目標値	実績値	達成率（評価）
県外からの移住者数	1,275人	1,071人	84% (C)

しかし、事業費の支出の効果が年度内に移住という形ですぐに現れるのかといつた点には疑問がある。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」(令和2年3月)において、東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に在住している20～59歳の男女に行ったアンケートでは、移住に関する行動期間や移住時期について、次のような調査結果が報告されている。

### 移住に関する行動期間 (地方移住に関する情報サイトの検索など移住に関する行動)

単位:%

	N=	5年以上前	5年未満 3年以上	3年未満 1年以上	1年未満	覚えて いない
全体	1278	23.7	16.6	27.1	21.8	10.9
計画層	131	25.2	22.1	19.8	30.5	2.3
検討層	1147	23.5	16.0	27.9	20.7	11.9

計画層…移住の時期・場所・仕事等を決めて移住を具体的に計画している層

検討層…積極的に情報収集等を行い、移住を検討しているが具体的な移住の予定等がない層

### 移住時期

単位:%

	N=	条件が整 えばすぐ にでも	半年以内	1年以内	2年以内	3年以内	それ以上 時期未定
全体	4981	5.2	1.3	0.8	1.2	1.7	89.8
計画層	222	64.0	15.3	20.7	0.0	0.0	0.0
検討層	1147	4.0	0.3	1.0	3.1	5.1	86.5
関心層	3612	1.9	0.1	0.2	0.6	0.8	96.4

関心層…移住に漠然とした興味はあるものの何もしていない層

調査結果を見ると、移住に関する行動期間が1年以上となっている層が最も多く、移住時期については、計画層は短いが、検討層や関心層においては移住時期が未定なケースがほとんどである。

本県の事業に係る費用対効果を評価する際に、同一年度の事業費と移住者数の比較のみをもって判定されるというのは、やや性急、粗雑なものに見て取れる。

例えば、本事業のさまざまな業務について、計画層や検討層、関心層といった

セグメントに対し申込率や成約率のようなものを設定する、また単年度ではなく複数年度での事業費と移住者数との関係性を把握する、当事業費のみで移住者数との費用対効果の測定が適当でなければ、県全体の移住関連事業費を集計し、移住者数で除す、といったように事業の経済性や効率性の評価をより丁寧に行える余地が十分にあるものと考える。

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	117, 671	125, 089	135, 412
決算額	107, 028	110, 681	122, 146
一般財源	58, 552	58, 305	0
繰入金	0	0	63, 103
国庫	48, 444	52, 345	59, 011
諸収入	32	31	32

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	206	396
旅費	5, 314	3, 700
報酬	10, 542	10, 802
役務費	364	644
委託料	85, 913	99, 043
使用料及賃借料	2, 877	2, 110
負担金補助及交付金	1, 281	1, 044
その他	4, 184	4, 407
計	110, 681	122, 146



【企画振興部】

NO	事業名	課・室
2	移住者居住支援事業	おおいた創生推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	移住希望者が実際に移住をするためには、住宅情報の提供や住宅資金の援助、宅地の整備などが必要とされている。一方で人口減少、高齢化等を背景として空き家は増加傾向にあり、その中には利活用可能なものが多い。
事業の目的	地域を担う人材となる移住者の増加、地域活力の向上を図り、空き家の利活用を促進するため、移住者が大分県で新生活を円滑にスタートするための複合的な支援を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容																																																															
1. 移住者居住支援																																																															
(1) 大分県移住者居住支援事業費補助金																																																															
・既存補助事業分 62,000 千円																																																															
・新規補助事業（家賃補助）分 180 件 × 200 千円 × 1/2 18,000 千円																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①仲介手数料 (5万円)</th> <th>②家財処分 (10万円)</th> <th>③新築・購入 (100万円)</th> <th>④改修 (100万円)</th> <th>⑤引越 (20万円)</th> <th>⑥奨励金 (10万円)</th> <th>⑦家賃 (20万円)</th> <th>追加</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 新築</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>イ 購入(建売・中古)</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td>○※</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 貸賃(アパート等)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>エ 空き家活用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○※</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>145万円</td> </tr> </tbody> </table>								区分	①仲介手数料 (5万円)	②家財処分 (10万円)	③新築・購入 (100万円)	④改修 (100万円)	⑤引越 (20万円)	⑥奨励金 (10万円)	⑦家賃 (20万円)	追加	計	ア 新築			◎		◎	◎			130万円	イ 購入(建売・中古)	◎		◎	○※	◎	◎			135万円	ウ 貸賃(アパート等)	◎				◎	◎	◎		55万円	エ 空き家活用	◎	◎	◎	○※	◎	◎			145万円						
区分	①仲介手数料 (5万円)	②家財処分 (10万円)	③新築・購入 (100万円)	④改修 (100万円)	⑤引越 (20万円)	⑥奨励金 (10万円)	⑦家賃 (20万円)	追加	計																																																						
ア 新築			◎		◎	◎			130万円																																																						
イ 購入(建売・中古)	◎		◎	○※	◎	◎			135万円																																																						
ウ 貸賃(アパート等)	◎				◎	◎	◎		55万円																																																						
エ 空き家活用	◎	◎	◎	○※	◎	◎			145万円																																																						
※移住者が中古又は空き家の購入と同時に改修する場合の補助額は購入と改修あわせて100万円を上限とする。																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支援区分</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">補助上限額</th> <th colspan="2">負担額</th> <th rowspan="2">追加</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 仲介手数料</td> <td>10/10</td> <td>5万円</td> <td>2.5万円</td> <td>2.5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 家財処分</td> <td>10/10</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 新築・購入</td> <td>-</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 改修</td> <td>2/3</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 引越</td> <td>2/3</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 奨励金</td> <td>-</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 家賃</td> <td>-</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>⑧ 店舗等開設 29~</td> <td>1/2</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								支援区分	補助率	補助上限額	負担額		追加	市町村	県	① 仲介手数料	10/10	5万円	2.5万円	2.5万円		② 家財処分	10/10	10万円	5万円	5万円		③ 新築・購入	-	100万円	50万円	50万円		④ 改修	2/3	100万円	50万円	50万円		⑤ 引越	2/3	20万円	10万円	10万円		⑥ 奨励金	-	10万円	5万円	5万円		⑦ 家賃	-	20万円	10万円	10万円	追加	⑧ 店舗等開設 29~	1/2	100万円	50万円	50万円	
支援区分	補助率	補助上限額	負担額		追加																																																										
			市町村	県																																																											
① 仲介手数料	10/10	5万円	2.5万円	2.5万円																																																											
② 家財処分	10/10	10万円	5万円	5万円																																																											
③ 新築・購入	-	100万円	50万円	50万円																																																											
④ 改修	2/3	100万円	50万円	50万円																																																											
⑤ 引越	2/3	20万円	10万円	10万円																																																											
⑥ 奨励金	-	10万円	5万円	5万円																																																											
⑦ 家賃	-	20万円	10万円	10万円	追加																																																										
⑧ 店舗等開設 29~	1/2	100万円	50万円	50万円																																																											
(2) 上記(1)のうち東京圏からの就業・起業分 14,000 千円																																																															
(3) 上記(1)のうち東京圏以外からの就業・起業分 28,000 千円																																																															
2. 推進費																																																															

## 2. 事業実施期間

平成 27 年度～

## 3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
空き家の利活用の累計 (戸数)	目 標	120	240	300
	実 績	181	235	357
	達成率	150.8%	97.9%	119%

## 4. 概要の補足説明

当事業の資金の流れと主な補助対象経費の内容は次のとおり。



(各区分限度額あり)

事業区分	内容
(1) 仲介手数料補助	移住予定者または所有者等に対して、不動産の賃貸借または売買契約に要する仲介手数料を補助
(2) 家財処分補助	移住予定者または所有者等に対して、空き家及びその敷地内にある家財等の撤去、処分費用を補助
(3) 新規建設・住宅購入補助	移住予定者に対して、新規の住宅建設費用または住宅購入費用を補助
(4) 改修補助	移住予定者または所有者等に対して、中古住宅または空き家に居住するために必要な改修費用を補助
(5) 引越し補助	移住予定者に対して、住居移転に必要な引越し費用を補助
(6) 移住奨励金	移住を完了した者に対して奨励金を交付
(7) 家賃補助	移住予定者に対して、移住後の家賃費用を補助

## 5. 監査結果

指摘 2-1	実績報告に対する所管課のチェック
不備事項	市町村から提出された補助事業実績書の添付資料において、下記に記載したような書類上の不備が多く見受けられた。所管課は市町村からの提出資料を鵜呑みにせず、チェックを確実に行い市町村への指導を適切に行っていく必要がある。

### 《補足》

当補助金の交付要綱によると、市町村から県に対する事業の実績報告に当たっては、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付することとされている。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 審査表
- (4) 間接補助事業者への支払いが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

上記(3) 審査表とは、間接補助事業者ごとに補助要件を満たしているかをチェックリスト方式により市町村が確認した資料である。

この審査表について、本来付すべき確認欄にチェックが入っていないなど、審査確認書類の欄に記載がなかつたり、チェック項目(補助要件)の数が少ない旧様式で提出を行うなどの不備が見られた。

このような形式的な不備が目立つ市町村では、補助金の事務が実質的にも適切に行われていないリスクが考えられる。必要に応じて、補助対象者の実在性を確かめることや、関連書類の提出を求めることといった追加的な対応を検討することが望まれる。

指摘 2-2	移住者のフォローアップ
改善事項	当補助金の交付要綱には、補助要件として「補助対象事業を活用して移住した者のフォローアップの実施計画を作成すること」と定められているものの、「何を」フォローアップするのか記載されていない。フォローアップの内容を明確にすべきである。

### 《補足》

市町村からの資料入手することが目的化されることのないよう、県がフォローアップを要請する意義や、最低限の内容・項目を明確にしておく必要がある。それにより、市町村のフォローアップについて業務の一定の水準が確保され、市

町村間での比較作業も容易になることが期待される。

フォローアップを「追跡調査」と言い換えてみると、例えば、調査目的として移住者が誓約した居住年数以下で県外に転出した場合がないか（補助金の不当支出や要返還事例の把握）、移住理由や移住後の生活不安の把握といったものが考えられる。

指摘 2-3		情報収集の仕方
改善 事項		<p>所管課であるおおいた創生推進課から市町村向けに移住者の属性等の調査が行われているが、市町村照会分には県事業の情報と市町村単独事業の情報が混在して報告されており、県事業分の情報が抽出できないものとなっている。</p> <p>事業を行っている担当者が調査前に調査項目を十分検討し、事業の評価・検討の素材としての情報、知りたい情報になつてないものであれば調査項目が見直されるように工夫すべきである。</p> <p>なお、県事業の評価を行う際に、県事業の補助対象者以外の情報を含むと、事業成果として誤った結論を導くことになりかねないといった点には留意が必要である。</p>

#### 《補足》

例えば、市町村照会分の移住世帯数と県の補助した移住世帯数は次のとおりとなっている。差には市町村単独の移住施策による世帯数が含まれているものと考えられる。

	市町村照会 移住世帯数	県補助を行った 移住世帯数	差
30 年度	592 世帯	246 世帯	346 世帯
元年度	568 世帯	314 世帯	254 世帯

市町村照会分には、①男女別、②Uターン、Iターン別、③年代別、④移住前の住所別（都道府県等）、⑤世帯別（単身か2人以上か）の人数や構成比が報告されているものの、このうち県補助分は区分されておらず県事業と移住者属性との関係が紐づけできない状況にある。

指摘 2-4		補助対象経費の内容の明確化
勧 奨 事 項	補助対象経費である改修補助について、当補助金交付要綱の別表において「中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用」との記載があるが、具体的な改修内容や範囲が不明確でわかりづらい。市町村及び県担当者等の理解、解釈の程度により異なる運用がなされないよう事例を踏まえるなどの方法により、改修費用の範囲を可能な限り明確にしておくことが望ましい。	

#### 《補足》

大分県移住者居住支援事業費補助金Q&Aの【補助条件】において、「改修内容に制限はあるか」との問い合わせに対して「居住者が居住するために必要な改修を対象とする」との回答記載がある。これだけでは、例えば、建物の躯体ではなくエアコンや冷蔵庫の購入などは対象になるのかといった点について、解釈の余地が生じてしまうおそれがある。

指摘 2-5		実績報告における提出資料の簡素化
勧 奨 事 項	特定の市町村からの補助事業実績書の添付資料に、他の市町村からは提出のない、個人（間接補助事業者）から受領した補助金等交付申請書が見られた。提出書類を減らすように助言とともに、事務の効率性の観点から提出資料を統一することが望ましい。	

指摘 2-6		県が上乗せ補助する効果
勧 奨 事 項	<p>所管課によると、住宅購入補助や家賃補助等を市町村ではなく県が行っているのは、九州では本県のみである（移住支援金除く）。本補助制度の効果を判断するには、例えば、補助制度の導入前後において、本県の移住者と九州各県の移住者の伸び率などを比較するといったことが考えられる。ところが所管課は、各県の各市町村の施策が異なるなどの確な調査結果が収集できないとして、こうした点について、特段の検討を行っていなかった。</p> <p>また、仲介手数料や家財処分、新築・購入、引越等で補助上限額が設定されているが、上限額をそれぞれいくらにするのが最も効率的であるかといった分析が行われた証跡がなかった。</p> <p>事業の効果や効率性について検討できないものについては、より効果や効率性が把握できる事業に資源を投入するよう、事業の見直しを検討することが望ましい。</p>	

## 《補足》

本事業が、移住者数の増加を図るための呼び水となることを狙った事業であろうことは理解できるが、各市町村が移住支援策を行っている中、呼び水を県が支出する必要性、当該支出金額の算定方法、補助対象経費（補助メニュー）の選定経緯、他の移住施策とのウェイト付けといった点が検討、記載された資料が確認できなかった。

例えば、移住者が複数の候補地の中から本県を移住地に決めた理由は、本事業の補助制度であるといった情報が集約されていれば、効果を示すものになり得るが、それを把握するのは容易ではない。

仮に、この事業が効果的であると認められたとすると、金銭的な魅力（経済的支援）により、本県の移住者数が増えたものと解釈できてしまう。そうすると、補助金（の規模）を増やせば移住者が増え、補助金を減らせば移住者も減るといった解釈がなされ、その中で、果たして費用対効果の点でどの規模、金額がもっとも効率的であるか判断できるのであろうか。

また効果が認められたとしても、それが一時的、短期的なものになるという懸念はある。経済的な支援は、地域の魅力や地域内での人間関係、コミュニティといった定住に好影響をもたらすものと判断するのは難しい。

東京圏などの大都市圏を除き、地方では、本県以外でも様々な移住支援業務が行われており、今後も他県との競争激化が懸念される。この経済的支援はいずれ強みがなくなってくることが推察される。

指摘 2-7 補助メニューの簡素化	
勧奨事項	補助対象経費、補助率、限度額の種類が多く、実務が煩雑になつてゐる可能性がある。メニューを整理し、目的をいかに効率的に達成できるかについて工夫することが望まれる。

## 《補足》

市町村からの提出書類の不備が監査で発見されたのは、県や市町村で書類のチェックが適切に行われなかつたことのほか、日常的に資料が利用されていないこと、提出資料の記載項目が多すぎることなどが考えられる。補助メニューが多いほど事務は煩雑になり、実績報告でも事業の効果についてそれぞれの件数のみが報告され、提出資料の多くは補助の対象要件に合致するか否かの資料ばかりで、移住支援や定住促進に有用な情報につながりにくいものとなっている。

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	83,887	80,346	122,388
決算額	69,077	57,989	68,064
一般財源	69,077	57,989	68,064
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	136	150
需用費	33	50
役務費	3	5
使用料及賃借料	107	100
負担金補助及交付金	57,710	67,758
計	57,989	68,064

